

2023年度社会福祉士実習指導者講習会開催要項

主催：公益社団法人 北海道社会福祉士会

後援：公益社団法人 日本社会福祉士会

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

2012年4月から実習指導者の要件として、実習指導者を養成するための講習会の受講が義務付けられています。2021年から社会福祉士の養成カリキュラムが新しくなり、社会福祉士会が実施する実習指導者講習会は、2022年度より新カリキュラムに対応した内容となっています。下記の日程で、2023年度社会福祉士実習指導者講習会を開催しますのでご案内します。本講習会は実習指導者の要件を満たす講習会として厚生労働省に届け出たものです。

日程・会場・定員・内容

日程	2023年10月14日(土)～10月15日(日)
会場	学校法人西野学園 札幌医学技術福祉歯科専門学校 住所：札幌市中央区南5条西11丁目1289-5 交通：地下鉄東西線「西11丁目」駅2番出口より徒歩7分
定員	80名
社会福祉士を対象とした2日間の研修 (実習指導概論、実習マネジメント論、実習プログラミング論、実習スーパービジョン論の4科目構成)	

研修プログラム

【1日目】

9:45～10:00	オリエンテーション/開講式
10:00～12:00	実習指導概論(講義2時間)
12:00～12:45	昼食・休憩
12:45～14:45	実習マネジメント論(講義2時間)
14:45～15:00	休憩
15:00～18:00	実習プログラミング論(講義3時間)

【2日目】

9:00～10:00	実習プログラミング論(演習1時間)
10:00～12:00	実習スーパービジョン論(講義2時間)
12:00～12:45	昼食・休憩
12:45～18:00	実習スーパービジョン論(演習5時間・休憩含む)
18:00～18:15	閉講式/修了証授与

申し込み方法等

1. 受講対象者・資格

・社会福祉士であること

2. 受講費(テキスト代は含みません。)

会員：10,000円 非会員：15,000円

※入会手続き中の場合は会員扱いとなります。但し8月15日(火)までに書類を提出した方に限ります。

3. 申込方法

- ① 所定の受講申込書に必要事項をご記入の上、郵送または FAX にてお申込ください。
- ② 受講資格（社会福祉士）を確認しますので都道府県社会福祉士会会員以外の方は必ず「社会福祉士登録証」のコピーを添付してください。
- ③ お申込みは先着順ではありません。申込受付期間終了後、受講者を決定します。
- ④ 受講定員を超えた場合は、原則会員を優先し、実習指導との関わり、社会福祉士資格取得年等を考慮し受講者を選考します。実習指導経験のある方、今後実習指導をする予定の方は受講申込書の 12（実習指導との関わり）および所属長の証明欄をご記入の上お申込ください。

4. 申込受付期間：7月25日（火）～8月23日（水）

申込締切日以降のお申込は受け付けられませんので、必ず上記期間内にお申込ください。

5. 受講可否の通知

受講可否は9月4日（月）までにメールにてご連絡します。あわせて事前課題、会場案内、受講費の納入方法、キャンセルの扱い、テキストの購入等についてもご案内します。

※事務局からのメールが迷惑メールなどへの振り分けを防止するために、事務局のドメインが受信できるよう設定をお願いいたします。

6. 宿泊・昼食：各自手配をお願いします。

ゴミ類は各自でお持ち帰りいただきますようお願いいたします。

7. 申込上のご注意

- ① 受講申込書は、記入間違いや記入漏れのないよう、楷書ではっきりとご記入ください。
- ② 受講申込書の 1 から 3（お名前・生年月日・ご住所）は修了証に記載される事項で、厚生労働省より指定されていますので、必ずご記入ください。
- ③ 郵送の場合は受講申込書のコピーをお手元にお控えください。

8. 研修テキスト事前課題

『新版 社会福祉士実習指導テキスト』（中央法規出版、2022 年）を研修テキストとして位置づけており、『新版 社会福祉士実習指導テキスト』に基づいた事前課題を提出いただきます。テキスト購入方法と事前課題については受講決定時にご案内します。事前課題の提出がない方は受講いただけませんのでご注意ください。

9. 修了の認定

- ① 本研修は実習指導者となるための認定研修となります。全科目の受講が修了認定の条件となります。遅刻・早退がある場合は修了とはなりません。
- ② 修了者には、研修終了後修了証を発行します。実習指導者になるためには修了証が必要となります。

10. 備考

- ① 車椅子を利用するなど受講にあたって配慮が必要な方は、申込書の該当欄にその旨を記載の上、お申込ください。
- ② 例年講義室の椅子が固いという意見が聞かれています。座布団を持参するなど、個人で対応いただきますようお願い致します。

【新型コロナウイルス対策について】

- ・マスクの着用につきまして、国の指針により個人の判断となりますが、本講習会では施設及び病院で勤務されている方が多いことから、できる限りのご協力をお願いしております。
- ・入場時に体調の確認を行わせていただきます。発熱や体調不良等がみられた場合は、受講の見送り等の対応をさせていただきます。予めご了承下さい。
- ・会場は換気により室温が安定しないことが想定されます。ご自身で体温調整ができるよう服装や持ち物を工夫いただきますようお願いいたします。

【注意】

(1)研修単位について

本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構から社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修として指定された研修です。 **科目の区分**：認定社会福祉士／共通専門／サービス管理・人材育成・経営系科目群 I

科目名：人材育成系科目 I **単位数**：1 単位

本会の生涯研修制度の単位は、本研修の全課程を修了することで、「制度研修の1 単位」になります。

(2)本研修の修了時に配付する修了証は再発行できませんので、紛失しないよう十分にご注意ください。

【参考】社会福祉士に関する科目を定める省令に規定された実習指導者の要件は以下のとおりです。(実習指導者講習会の受講要件ではありません)

第四条八号

実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

(実習指導者に関する経過措置)

第五条2

相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第四条第一項第八号の規定にかかわらず、当分の間、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に定める児童福祉司、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に定める身体障害者福祉司、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に定める知的障害者福祉司若しくは老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第六条及び第七条に規定する社会福祉主事として8年以上相談援助の業務に従事した者又は平成21年3月31日までの間において第四条第一項第八号に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を実習指導者とすることができる。

お問合せ先・申込先

公益社団法人北海道社会福祉士会 事務局 担当／ 本郷
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目かでの 2.7 4階
TEL 011-213-1313 FAX 011-213-1314
E-mail info@hokkaido-csw.or.jp



北海道社会福祉士会ではLINE@を活用して情報を配信しております。
ぜひご登録ください！
登録は左のQRコードからどうぞ。